

# 大野町橋梁個別施設計画

平成 30 年 3 月

岐 阜 県 大 野 町

## 【1】計画の背景と目的

近年、米国の落橋死亡事故や国内の部材破断による通行止めなど、橋梁の維持管理上のトラブルが発生しています。今後、高齢な橋の急増に対して維持管理を計画的に対応しなければ、安全な通行の確保が困難になるとともに架け替え等に多額の費用が必要となります。また、劣化・損傷により重大な事故が起きれば住民の生命・財産に危険が及び、復旧にも長期間を要するなど大きな社会的損失が生じることになります。このため、限られた予算を有効に使うためにも、橋梁を長寿命化させる適切な維持管理計画が必要です。

これまでは対症療法型管理を止むを得ず行ってきましたが、これからは点検により橋梁の状態を把握し、その結果から健全度を算出し、蓄積データを基に、管理する橋梁の将来を予測し、計画的な維持管理を行う必要があります。これにより、突発的な事故を未然に防ぎ、計画的な対策による投資予算の分散と総コストの縮減、予防保全により長持ちさせる効果があります。(図-1、図-2)

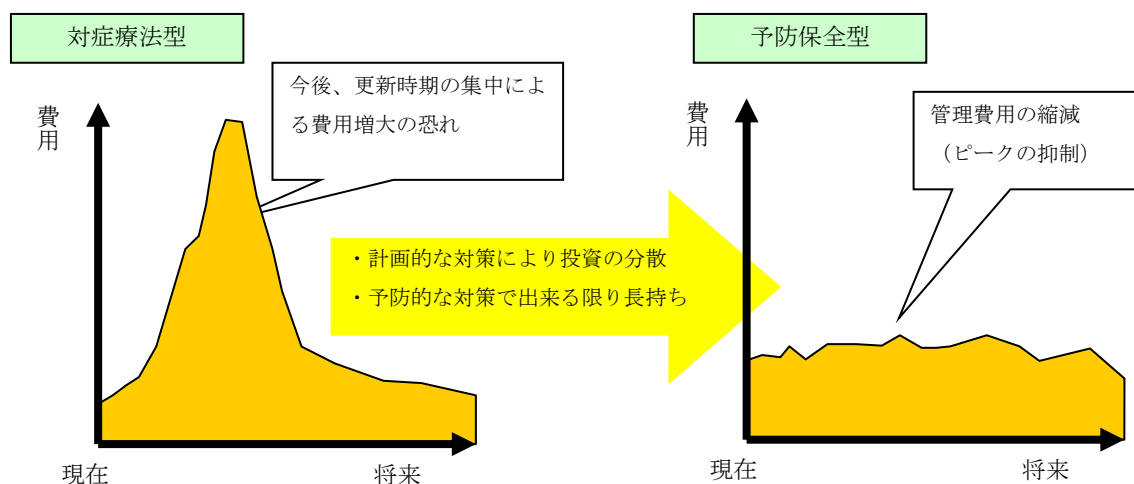


図-1 対症療法型と予防保全型の将来の修繕費用イメージ

長寿命化により、建設年から架替え年までの修繕・架替えに係る単年度当たりのコストを縮減

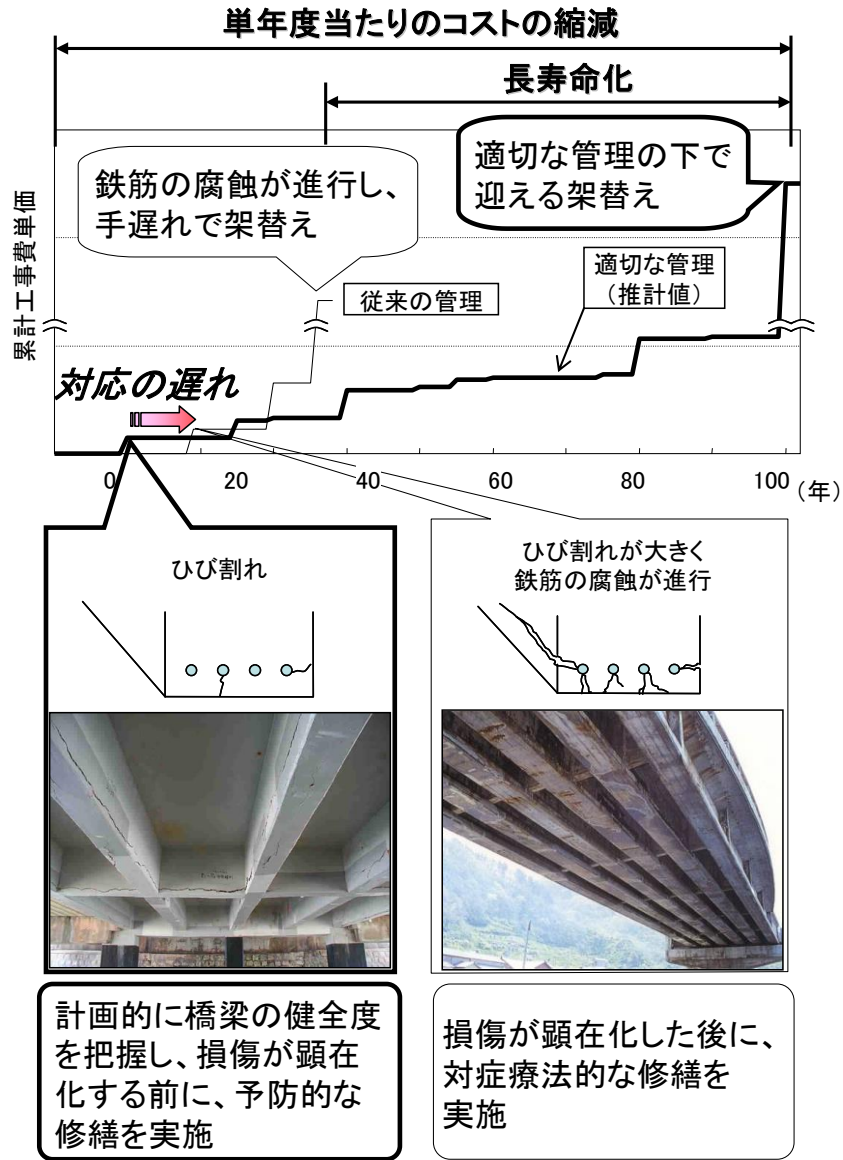


図-2 予防保全による効果

## 【2】大野町の橋梁概況

大野町は岐阜県の西部、濃尾平野の北西端に位置し、地形は平坦で面積は約34km<sup>2</sup>です。管理する橋梁は全部で340橋あり、うち一級河川木曾川水系三水川及び花田川を跨ぐ橋梁は29橋あります。どの橋梁も地域間を結ぶ重要な橋梁であり、その大半が架設から40年以上が経過し、老朽化に対する対策が急務となっています。その他中小規模の橋梁が多数あり、推定30～50年経過している橋梁が多く、今後急速な老朽化が予測され計画的かつ効率的な点検、維持修繕が必要となっています。

## 【3】定期点検

平成26年の道路法の改正により『5年に1回、近接目視による点検』が義務付けられました。町では、点検計画を立て、平成26年度から点検を行い平成30年度に1回目の点検が完了します。平成31年度から平成35年度までに2回目の点検を行います。判定区分は、表-1の4段階です。

表-1 判定区分

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

## 【4】修繕

点検結果をもとに、修繕計画を立て判定が低い橋梁から修繕を行っていきます。

判定Ⅳの橋梁は、直ちに通行止めを行い修繕、更新または撤去を行います。

判定Ⅲの橋梁は、経過観察を行いながら次回の点検までに修繕を行います。

判定Ⅱの橋梁は、経過観察を行いながら予防保全のため順次修繕を行います。

## 【5】点検・修繕計画

点検・修繕は、図-3のように橋梁維持管理のPDCAを行います。

町が管理する340橋の点検・修繕計画は、別表のとおりです。今後の点検結果によって、順序は前後します。

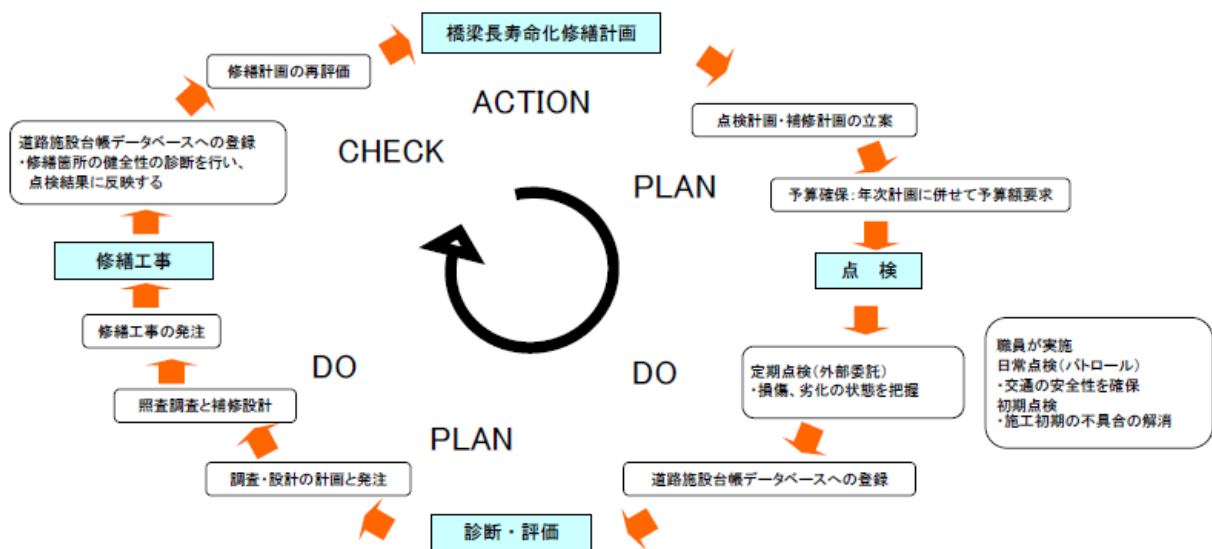


図-3 予防保全による効果